

●香川県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成21年9月4日	医療法人 圭良会 通所介護げんきの郷 仲多度郡まんのう町買田102-1	医療法人 圭良会 仲多度郡琴平町167	通所介護 介護予防通所介護
平成21年9月15日	居宅介護支援事業所 かけはし 善通寺市与北町1841番地20	合同会社 樹 善通寺市与北町1841番地20	居宅介護支援